

「安全保障関連法案」は今国会での採決をせずに 引き続き慎重な審議を求める請願

【請願趣旨】

7月16日、集団的自衛権行使を可能にする「安全保障関連法案」が衆議院本会議で強行採決されました。日本弁護士連合会や多くの憲法学者が「憲法違反」との指摘をしているこの法案の採決を強行したことは、憲法尊重義務を負う政府と国會議員が自ら憲法を無視するということであり、立憲主義の否定であります。また、国民の8割が「政府の説明は十分とは言えない」という声がある中、この声を無視したことは、国民主権の原則を踏みにじるものであります。

国会審議の中で、「安全保障関連法案」は、憲法で禁じられている「武力の行使」を認める法案であることが明白になりました。「戦闘地域」への自衛隊派兵、武器使用の大幅拡大、後方支援という名の「兵站」など、まさに「武力の行使」そのものです。また、「PKO法改正」により、戦乱が続いている地域での治安活動に参加させることも「武力の行使」につながるものであります。さらに、日本が攻撃されていないのに、他国防衛、米国の戦争に参戦する「集団的自衛権の行使」は、これまでの憲法解釈を180度変えるものであります。

今年は、戦後70年という節目の年です。「戦争だけはいやだ」との思いを国民は胸に刻み、日本を、二度と「戦争する国」にしてはならないという思いを高めています。その思いが、いま、全国各地で「戦争法案(=安全保障関連法案)反対」の声と運動として広がり、列島をとどろかせています。二度と戦争をしないと誓った日本国憲法があつたから、日本は戦争によって人を殺し、殺されることなく、70年を過ごすことができました。いま、国民は、あらためて憲法9条の価値を確認しています。

このような国民の願いを受けとめ、その声に耳を傾け、「安全保障関連法案」については、今国会での採決をせず、慎重かつ十分な審議をおこなうべきと私たちは考えています。

以上の趣旨から下記について、請願します。

【請願事項】

- 1、「安全保障関連法案」について、今国会での採決をせず、慎重かつ十分な審議をすること。

【意見書案】

「安全保障関連法案」は今国会での採決をせず、慎重かつ十分な審議を求める意見書

日本弁護士連合会や多くの憲法学者が「憲法違反」との指摘している「安全保障関連法案」が、7月16日に衆議院本会議で採決されました。この法案の採決を強行したことは、憲法尊重義務を負う政府と国會議員による立憲主義の否定と言わざるを得ません。これまでの国会審議の中で、「安全保障関連法案」は、憲法で禁じられている「武力の行使」を認める法案であることが明らかになってきました。「戦闘地域」への自衛隊派兵、武器使用の大幅拡大、後方支援という名の「兵站」など、まさに「武力の行使」そのものです。また、「PKO法改正」により、戦乱が続いている地域での治安活動に参加させることも「武力の行使」につながるものです。さらに、日本が攻撃されていないのに、他国防衛、米国の戦争に参戦する「集団的自衛権の行使」は、これまでの憲法解釈を180度変えるものであります。

今年は、戦後70年という節目の年です。国民は、日本を、二度と「戦争する国」にしてはならないという思いを高めています。二度と戦争をしないと誓った日本国憲法があったから、日本は戦争によって人を殺し、殺されることなく、70年を過ごすことができました。いま、国民は、あらためて憲法9条の価値を確認しています。

このような国民の願いを受けとめ、その声に耳を傾け、「安全保障関連法案」については、今国会での採決をせず、慎重かつ十分な審議を求めるものです。

地方自治法99条に基づき意見書を提出します。

記

1、「安全保障関連法案」について、今国会での採決をせず、慎重かつ十分な審議をすること。

2015年 月 日

和歌山県議会議長 前芝雅嗣

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

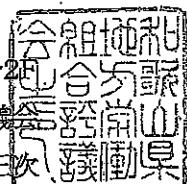
和歌山県議会議長 前芝雅嗣 様

請願者

和歌山市湊通丁南1-1-3 名城ビル2F

和歌山県地方労働組合評議会

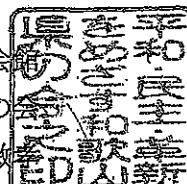
議長 武内正次



和歌山市小松原通3-20 和歌山県教育会館

平和・民主・革新の日本をめざす和歌山県の会

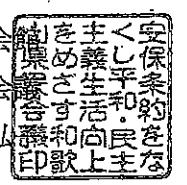
代表世話人 泉 敏孝



和歌山市小松原通3-20 和歌山県教育会館

安保条約をなくし、平和・民主主義・生活向上をめざす和歌山県民会議

議長 中谷弘義



和歌山市湊通丁南1-1-3名城ビル

憲法九条を守るわかやま県民の会

代表 坂本文廣

